

報告第 1 1 号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和6年度
事業報告書
決 算 書

自 令和6年（2024年）4月 1 日
至 令和7年（2025年）3月31日

一般財団法人 杉並区交流協会

目 次

令和6年度 事業報告兼成果報告書	1
令和6年度 評議員会・理事会開催状況 . . .	9
令和6年度 決算書	15
令和6年度 決算監査報告書	21
一般財団法人杉並区交流協会定款	25

令和6年度

事業報告書兼成果報告書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

1 在住外国人の支援に関する事業

事業名（会場）	概要・成果	参加者																																																																																										
杉並さんぽ 10月19日（土）	杉並区在住・在勤・在学の外国人の方を対象に、杉並区内や施設を案内した。阿佐ヶ谷駅で集合後、神明宮、中央図書館、荻窪体育館を通り、大田黒公園で抹茶体験をした。参加国（8か国・地域）：中国、アメリカ、イギリス、インド、ウクライナ、カナダ、チェコ、ベトナム 共催：公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団	計53人 （外国人32人）																																																																																										
外国人のための知識と体験セミナー 7月11日（木） 防災体験 杉並消防署訪問	杉並区に住む外国人の方を対象に、起震車体験、初期消火、通報訓練、煙体験などの防災体験を行った。協会の日本語教室や、荻窪のエベレストインターナショナルスクールからも小学校6年生が参加した。杉並消防署訪問、車両見学、防災課の防災講話も行った。 共催：杉並消防署、杉並区防災課	計102人 （外国人57人）																																																																																										
外国人サポートデスク （区役所、交流協会）	相談員対応：英語＝月曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 韓国語＝第2・4金曜日午後 ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時 <相談実績> <table><tr><th>月</th><th>実施回数</th><th>サポートデスク （人）</th><th>事務局 （人）</th><th colspan="2">合 計 （人）（件数）</th></tr><tr><td>4</td><td>18</td><td>14</td><td>39</td><td>53</td><td>60</td></tr><tr><td>5</td><td>16</td><td>11</td><td>31</td><td>42</td><td>48</td></tr><tr><td>6</td><td>18</td><td>17</td><td>26</td><td>43</td><td>52</td></tr><tr><td>7</td><td>18</td><td>20</td><td>30</td><td>50</td><td>56</td></tr><tr><td>8</td><td>18</td><td>15</td><td>14</td><td>29</td><td>37</td></tr><tr><td>9</td><td>16</td><td>25</td><td>13</td><td>38</td><td>49</td></tr><tr><td>10</td><td>16</td><td>14</td><td>35</td><td>49</td><td>56</td></tr><tr><td>11</td><td>18</td><td>27</td><td>21</td><td>48</td><td>55</td></tr><tr><td>12</td><td>18</td><td>15</td><td>25</td><td>40</td><td>45</td></tr><tr><td>1</td><td>15</td><td>11</td><td>28</td><td>39</td><td>44</td></tr><tr><td>2</td><td>16</td><td>17</td><td>23</td><td>40</td><td>44</td></tr><tr><td>3</td><td>20</td><td>18</td><td>30</td><td>48</td><td>58</td></tr><tr><td>合計</td><td>207</td><td>204</td><td>315</td><td>519</td><td>604</td></tr><tr><td colspan="2">前年度（R5）</td><td>196</td><td>259</td><td>455</td><td>548</td></tr></table>	月	実施回数	サポートデスク （人）	事務局 （人）	合 計 （人）（件数）		4	18	14	39	53	60	5	16	11	31	42	48	6	18	17	26	43	52	7	18	20	30	50	56	8	18	15	14	29	37	9	16	25	13	38	49	10	16	14	35	49	56	11	18	27	21	48	55	12	18	15	25	40	45	1	15	11	28	39	44	2	16	17	23	40	44	3	20	18	30	48	58	合計	207	204	315	519	604	前年度（R5）		196	259	455	548	
月	実施回数	サポートデスク （人）	事務局 （人）	合 計 （人）（件数）																																																																																								
4	18	14	39	53	60																																																																																							
5	16	11	31	42	48																																																																																							
6	18	17	26	43	52																																																																																							
7	18	20	30	50	56																																																																																							
8	18	15	14	29	37																																																																																							
9	16	25	13	38	49																																																																																							
10	16	14	35	49	56																																																																																							
11	18	27	21	48	55																																																																																							
12	18	15	25	40	45																																																																																							
1	15	11	28	39	44																																																																																							
2	16	17	23	40	44																																																																																							
3	20	18	30	48	58																																																																																							
合計	207	204	315	519	604																																																																																							
前年度（R5）		196	259	455	548																																																																																							
外国人のための無料専門 家相談会 2月8日（土） （区役所第4会議室）	在住外国籍住民等が生活の中で抱える問題について、弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家に、無料で、通訳を介して相談することができる相談会を、東京外国人支援ネットワークの一員として開催した。 ▶相談者17人、専門家10人、通訳ボランティア（6言語）10人、スタッフ6人 ▶相談者の国籍：12か国 ▶内容別件数 26件 ※事前予約制で実施																																																																																											
日本語教室 （杉並区交流協会）	3つのボランティアグループが協会の会議室で日本語教室を実施 ▶LTC 友の会（火曜日午前・午後、木曜日午前・午後） ▶ALL グループ（金曜日午前） ▶日本語交流クラブ（水曜日午前）																																																																																											

語学ボランティアの登録・運営	① 杉並版ボランティア登録数 2,032 人（令和 7 年 3 月 31 日現在） うち語学ボランティアの登録数 1,371 人（イベント等との重複登録可） ② 派遣実績（通訳／翻訳／講師派遣）189 人（前年度 120 人） ▶通訳 56 件 69 人 [内ネパール語 31 人]（前年度 26 人） ▶翻訳 11 件 25 人 [内ネパール語 8 人]（前年度 34 人） ▶講師 27 件 95 人（前年度 60 人）	
やさしい日本語 ① 9 月 4 日(水) ② 9 月 11 日(水) (区役所分庁舎) 小学生対象 ③ 3 月 11 日(火) (堀ノ内東児童館)	区内在住の日本人を対象に、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催した。実際に外国人ボランティアの方と実践練習を行う体験型講座となっている。 講師による「やさしい日本語」講義、実践練習を行う体験講座 ① 外国人ボランティア：アメリカ、イギリス、ウクライナ、ニュージーランド、中国、香港 2 人（計 7 人） ② 外国人ボランティア：香港 2 人、イギリス、イスラエル、カナダ、シンガポール、ニュージーランド（計 7 人） ③ アメリカ、イスラエル、インド、韓国、シンガポール、中国、ネパール 2 人（計 8 人）	① 36 人 ② 34 人 ③ 35 人
日本語教育推進事業 〔区役所第 9 会議室、 高円寺駅前会議室、 済美教育センターほか〕	① 子ども日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語教師や地域日本語教育コーディネーターと共に、外国にルーツを持つ子どもの日本語学習を支援するボランティアを養成する講座を、11 月 11 日から 12 月 16 日にかけて実施した。（全 6 回） 【応募状況】48 人 【受講】16 人（修了者 16 人） ② 子ども日本語教室の開催 ▶日本語講師が中心となり教室を運営し、ボランティアが一対一を基本に子どもの日本語学習をサポートしている。 【日時】4 月 8 日から 3 月 24 日まで 1. 高円寺教室(小学生)：毎週月・水曜日午後 4 時 15 分～5 時 50 分 2. 済美教室(中学生)：毎週火・木曜日午後 4 時 30 分～6 時 【受講者数】 1. 高円寺教室：25 人（3 月 24 日現在） 2. 済美教室：25 人（3 月 18 日現在） 夏季補講（夏休みの宿題確認など）7・8 月に計 3 回実施 ③ 体験学習及び季節の行事等 ・とうもろこし収穫体験（協力 忍野村）7 月 31 日（水） ・もちつき体験（協力 名寄市）12 月 18 日（水） ・ボランティア企画 お正月遊び体験 1 月 15 日（水）、20 日（月） ・日本語スピーチ大会での教室紹介・朗読発表 3 月 8 日（土） ▶保護者の交流会：第 1・3 水曜日に開催し、心配ごと、困りごとに対応している。 ▶「日本の学校制度について説明会」：3 月 17 日（月）、高円寺教室（小学生）の保護者を対象に開催した。 講師：済美教育センター 統括指導主事 参加者：合計 17 人（保護者 14 人、子ども 3 人） 通訳：3 人（英語、中国語、ネパール語）	① 16 人 ② 50 人 ③ 26 人 とうもろこし 収穫体験 （子ども 17 人、ボラン ティア 7 人、日 本 語 講 師 2 人）

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

事業名	概要・成果	参加者
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業	① 交流自治体等への阿波おどり訪問団の派遣 ▶名寄市：6月15日(土)～17日(月) (31人) ▶北塩原村：7月26日(金)～27日(土) (30人) ▶南伊豆町 10月19日(土)～20日(日) (31人) ▶青梅市：3月2日(日) (31人) ▶東吾妻町は中止 ② 東京高円寺阿波おどり参加交流自治体の受け入れ ▶8月24日(土) 東京高円寺阿波おどり団受入 (103人)	①123人 ②103人
国内交流自治体との交流推進事業	五感で感じる交流自治体 ・6月26日(水) 東吾妻町…19人 (こんにゃくづくり、こんにゃく料理) ・9月18日(水) 北塩原村…14人 (オリジナルハーブティーづくり) ・11月30日(水) 小千谷市…36人 (米菓、オリジナルの柿の種) ・12月19日(水) 名寄市…10人 (お餅つき、鏡餅をつくろう) ・1月22日(水) 南伊豆町…11人 (鶏飯、伊勢海老の味噌汁、ぬたづくり) ・3月19日(水) 韓国瑞草区…20人 (キンパ、チュクポックムづくり)	計110人
交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット	10月12日(土)～14日(月)に開催された交流自治体中学生親善野球大会において、来日する台北市の中学生を対象として、杉並チームの家庭を訪れて夕食を共にするホームビジットを実施した。	杉並チーム 14ファミリー 台湾選手30人
台湾との文化・芸術交流事業	令和7年4月実施予定の東京高円寺阿波おどり台湾公演に向けた事前調整等を実施した。	—

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

事業名（会場）	概要・成果	参加者
外国人による 日本語スピーチ大会 3月8日(土) (区役所第4会議室)	外国人が日本での生活体験や自国との文化の違いなどを日本語で発表した。 ▶発表者 10 人 ▶参加者の国・地域：中国、ネパール（各2人）、ウズベキスタン、カナダ、韓国、台湾、ベトナム、ロシア（各1人）	115 人
海外文化セミナー 「ウクライナ」 1月8日(水) (杉並区役所)	避難民の受入れ支援を続けてきた区内在住のウクライナの方による講演会「在日ウクライナ人から見たウクライナ情勢・ウクライナ避難民の現状」を行った。区役所区民ギャラリーにて、ウクライナの方が撮影した、「戦禍を逃れ避難したウクライナ人の方々の日本での暮らし」を1月6日（月）～10日（金）の期間で写真展示も行った。 後援：ウクライナ大使館 協力：NPO 法人日本ウクライナ友好協会 KRAIANY	120 人
異文化理解講座 「多文化・多様性を祝う 国 カナダを知る」 8月19日(月) (杉並区交流協会)	カナダ出身の方を講師に迎え、講座「多文化・多様性を祝う国 カナダを知る」を開催した。カナダの多文化・多様性を中心に、カナダの歴史や文化、風土、暮らし、食文化、スポーツ、日本人移民の歴史など、カナダについて学んだ。	39 人
まるごと台湾フェア 11月16日(土) (セシオン杉並)	中学生の野球交流や阿波おどり台湾公演など、杉並区が交流を重ねる台湾について、その魅力を講演や展示を通し、広く区民等へ紹介した。今年度は改修が終わったセシオン杉並で開催した。 【講演】第6・7集会室 1. 「阿里山、豊かなヒノキの森林と阿里山鉄道」講師：片木裕一 無料 2. 「個性豊かな台湾の四季」講師：片倉佳史 1,000 円 【ワークショップ】料理室 1. 「台湾茶の楽しみ方～お話と試飲」講師：林太一 500 円 全2回 2. 「台湾茶～山と海の旅」講師：張茹涵 500 円 全2回 【ミニステージ】午前／午後 それぞれ2回公演 1. 台湾歌謡を歌おう～二胡に合わせて 講師：張瑞銘 2. 台湾原住民舞踊 在日台湾原住民連合会 3. 台湾華語で教える台湾式二十四節気 講師：劉芸而 【展示】展示室 片倉佳史さんの「台湾の鳥」ほか自然をテーマにした展示 【台湾グルメ・特産品の販売】中庭・展示室 【夜市ゲーム】中庭 瓶釣り、輪投げ、スマートボール、無料	700 人

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

事業名	概要・成果
協会報等の発行	機関紙（交流ニュース）の発行 ▶発行時期：4月・7月・10月・1月 ▶発行部数：各月4,000部 ▶配布先：会員・区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ニュースレターの発行 ▶発行時期：5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ▶発行部数：各月1,300部 ▶配布先：区施設・関係機関 LINE 配信 登録者数 254人（令和7年3月31日現在）←159人（令和6年3月31日現在）
協会ホームページ等の運営	ホームページ ▶アクセス数：平均90,489件/月（前年度：平均92,823件/月） Facebook ▶ページフォロワー数：2,288人（前年度：2,244人） ▶投稿回数：30件（前年度：78件）
会員制度の運営	各種会員数 ▶賛助会員（個人）：119人（前年度：134人） ▶賛助会員（法人）：2団体（前年度：2団体）
サポート委員 （区民事業ボランティア）	広報担当5人 事業担当9人
コミュかるショップの運営	フェアの開催 4月 なみすけフェア 5月 プチアスパラフェア 8月 サマーフェア・プチスイートコーンフェア 10月 なみすけフェア・能登半島フェア 12月 名寄おもちゃフェア 2月 小学生名寄自然体験交流事業学習成果発表会（出張販売の商品手配） 小笠原フェア・運命屋グッズ販売

5 事業の成果（総評）

1 在住外国人の支援に関する事業

令和6年度中も在住外国人数は増加を続けており、1年間でおよそ3,000人増加した。これに伴い外国人に関係する各種相談事業の件数が増加している。区関係機関に対する通訳派遣では、学校及び子ども発達センターからの派遣依頼が多くなっており、三者面談や健康診断などの際に通訳を派遣している。派遣先からは通訳が入ることにより外国人児童・生徒及び保護者に対して細かな対応が可能となり、双方にとって理解と安心につながっているとの声が届いている。

区役所で2月に実施した外国人のための無料専門家相談会においても17人の相談者から26件の相談が寄せられた。今回の相談会では初めて心理職を入れてメンタルヘルスに関する相談にも応じた。

外国人のための知識と体験セミナーについては、杉並消防署・区防災課との共催で開催した。杉並消防署に57人の外国人が集まり、各種の防災体験を実施。消防署、区防災課からは外国籍住民に対する啓発を引き続き行っていきたい旨の意向が示されており、区文化・交流課と調整しながら進めていくこととする。

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

例年どおり名寄市、南伊豆町、青梅市へのおどり団派遣を実施。また令和6年度については北塩原村の村制70周年であったことから、同村への派遣を行った。

その他交流自治体との事業として、特別区全国連携プロジェクト関連事業助成金を活用して交流自治体の文化体験を行う「五感で感じる交流自治体」を開始。文化・交流課と共催で区民参加型かつ交流自治体側の住民も参加する形での交流事業を実施した。

10月には台湾より親善野球大会に参加する中学生30人が来日。その選手を対象に杉並の選手家庭で滞在を行うホームビジットを実施。14家庭に分かれて台湾選手が訪問し、非常に好評であった。

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

日本語スピーチ大会は発表者10人に対し倍以上の応募があった。留学生だけでなく、家族滞在の女性などこれまでになかった層が参加した。

海外文化セミナーは時事を鑑みて「ウクライナ」を題材に開催。日本に避難するウクライナ避難民の現状について講演会を開催。また、関連して避難民の暮らしを撮影した写真展も開催した。大使館からの後援もあり、NHKをはじめ複数のメディアに取り上げられた。

まると台湾フェアについては11月にセシオン杉並で開催。例年より参加者が少なく（天候及びPRの関係か）今後の実施方法について課題を感じた。

4 その他の事業

その他、交流協会の目的を達成するために必要な事業として、コミュかるショップの運営では、なみすけフェアをはじめ忍野村、名寄市、南相馬市等国内交流自治体を紹介するフェアを開催した。また、前年度に続き石川県能登地域にある道の駅の商品の販売を実施し被災者支援に取り組んだ。

以上のとおりであるが、令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。

令和6年度

評議員会・理事会開催状況

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿
一般財団法人杉並区交流協会評議員会開催状況
一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿
一般財団法人杉並区交流協会理事会開催状況

令和6年度一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和7年 3 月 31 日

	氏名	所属
評議員	日沼 禎子	女子美術大学
評議員	富澤 武幸	東京高円寺阿波おどり振興協会
評議員	嶋田 和子	アクラス日本語教育研究所
評議員	小原 幹晶	東京都行政書士会杉並支部
評議員	寺井 茂樹	杉並区

令和6年度評議員会開催状況

第一回 令和6年4月 26 日		
議案第1号	議事録署名人の選出について	原案承認
議案第2号	評議員の選任及び解任について	原案承認
議案第3号	理事及び監事の選任及び解任について	原案承認
議案第4号	令和5年度 事業報告及び収支決算について	原案承認
第二回 令和7年3月 24 日		
議案第1号	議事録署名人の選出について	原案承認
議案第2号	令和7年度評議員の選任について	原案承認
議案第3号	令和7年度理事及び監事の選任について	原案承認

令和6年度一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

令和7年 3 月 31 日

	氏名	所属
理事長	井上 泰孝	杉並産業協会
副理事長	板倉 徳枝	杉並ユネスコ協会
常務理事 (事務局長兼務)	幸内 正治	杉並区交流協会
理事	吉田 洋之	東京杉並ライオンズクラブ
理事	小竹 良夫	東京杉並ロータリークラブ
理事	川名 海男	杉並区商店会連合会
理事	川副 隼平	東京青年会議所杉並区委員会
理事	大藪 邦嗣	東京商工会議所杉並支部
理事	渡邊 淳之介	杉並区
監事	十川 稔	東京税理士会杉並支部
監事	喜多川 和美	杉並区

令和6年度理事会開催状況

第一回 令和6年4月26日		
報告	評議員及び理事・監事の就任について	報告了承
報告	令和5年度 事業報告及び成果報告について	報告了承
報告	令和5年度 収支決算について	報告了承
第二回 令和6年11月25日		
報告	令和6年度事業報告(令和6年4月1日から10月31日)について	報告了承
報告	令和6年度上半期中間監査の結果について	報告了承
報告	外国人相談窓口の一本化について	報告了承
第三回 令和7年3月24日		
議案第1号	令和7年度杉並区交流協会収支予算(案)について	原案承認
議案第2号	令和7年度杉並区交流協会事業計画(案)について	原案承認
報告	令和7年度杉並区交流協会評議員及び理事・監事の選任について	報告了承

令和 6 年度

決算書

貸借対照表

正味財産増減計算書

財務諸表に対する注記

財産目録

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,302,441	27,603,671	△ 1,301,230
売掛金	256,676	114,100	142,576
有価証券	31,500	27,500	4,000
商品	264,877	233,582	31,295
貯蔵品	8,892		8,892
未収金	290,862	281,952	8,910
流動資産合計	27,155,248	28,260,805	△ 1,105,557
2. 固定資産			
(1) 基本財産	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産	0	0	0
固定資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	30,155,248	31,260,805	△ 1,105,557
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,373,637	17,992,511	△ 3,618,874
前受金	300,000	0	300,000
預り金	2,204,010	2,405,679	△ 201,669
仮受金	3,619,516	3,580,354	39,162
流動負債合計	20,497,163	23,978,544	△ 3,481,381
負債合計	20,497,163	23,978,544	△ 3,481,381
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	6,658,085	4,282,261	2,375,824
正味財産合計	9,658,085	7,282,261	2,375,824
負債及び正味財産合計	30,155,248	31,260,805	△ 1,105,557

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	51	51	0
受取会費	159,000	177,000	△ 18,000
受取寄付	61,000	1,260,000	△ 1,199,000
事業収益	10,417,149	7,791,727	2,625,422
受取補助金等	67,162,548	65,108,651	2,053,897
その他収益	21,957	6,446	15,511
受取利息	21,957	406	21,551
雑収入		6,040	△ 6,040
経常収益計	77,821,705	74,343,875	3,477,830
(2) 経常費用			
事業費	26,708,823	28,575,546	△ 1,866,723
管理費	48,398,498	44,482,608	3,915,890
雑損失	460		460
経常費用計	75,107,781	73,058,154	2,049,627
当期経常増減額	2,713,924	1,285,721	1,428,203
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	2,713,924	1,285,721	1,428,203
法人税・住民税及び事業税	338,100	473,000	△ 134,900
当期一般正味財産増減額	2,375,824	812,721	1,563,103
一般正味財産期首残高	4,282,261	3,469,540	812,721
一般正味財産期末残高	6,658,085	4,282,261	2,375,824
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	9,658,085	7,282,261	2,375,824

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
減価償却の対象となる固定資産はない。
- (2) 引当金の計上基準
引当金は計上していない。

2. コミュかるショップの期末棚卸額は 264,877円である。

3. 仮受金について

ウクライナ緊急支援寄附金については仮受金とし
内訳は下表のとおりである。

ウクライナ緊急支援寄附金

	寄附金累計	支給額累計	寄附金残高
期首	5,451,338	2,067,665	3,383,673
期末	6,216,755	2,597,239	3,619,516

※支給額累計に振込手数料等諸費用2,710円を含む

4. 貯蔵品について

貯蔵品は 切手 6,092円
収入印紙 2,800円
合計 8,892円

である。

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

一般財団法人 杉並区交流協会

(単位:円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	26,302,441	
現金	0	
小口現金(コミュかるショップ)	150,000	
普通預金(みずほ・一般1)	13,394,201	
普通預金(みずほ・一般2)	3,811,001	
普通預金(みずほ・コミュかる)	4,531,962	
普通預金(西武信金・コミュかる)	680	
楽天銀行	795,081	
ゆうちょ総合	3,619,516	
郵便振替	0	
売掛金	256,676	
有価証券(なみすけ商品券)	31,500	
商品	264,877	
貯蔵品	8,892	
未収金(販売手数料)	290,862	
流動資産合計		27,155,248
2 固定資産		
基本財産	3,000,000	
固定資産合計		3,000,000
資産合計		30,155,248
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金(区への返還金)	10,370,452	
未払金(その他)	4,003,185	
前受金(台湾公演の協賛金)	300,000	
預り金(健保・厚生年金)	0	
預り金(雇用保険料)	37,167	
預り金(所得税)	116,839	
預り金(住民税)	80,400	
預り金(受託販売)	1,964,604	
預り金(チケット代)	5,000	
仮受金(ウクライナ緊急支援寄附金)	3,619,516	
流動負債合計		20,497,163
負債合計		20,497,163
III 正味財産の部		
指定正味財産	3,000,000	
一般正味財産	6,658,085	
正味財産合計		9,658,085
負債及び正味財産合計		30,155,248

令和 6 年度

決算監査報告書

令和7年4月16日

令和6年度一般財団法人杉並区交流協会

決算監査報告書

一般財団法人杉並区交流協会

理事長 井上 泰孝 様

一般財団法人杉並区交流協会監事

十川 稔

一般財団法人杉並区交流協会監事

喜多川 和美

一般財団法人杉並区交流協会定款第9条に基づき、理事長から監査に付された令和6年度一般財団法人杉並区交流協会の決算監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の対象

(1) 令和6年度一般財団法人杉並区交流協会決算

- ①事業報告書及び成果報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(2) その他の証書及び帳票類

2. 監査の日時及び場所

- (1) 実施日時 令和7年4月16日
- (2) 実施場所 一般財団法人杉並区交流協会 事務室

3. 監査の結果

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、会計帳簿の記載金額と一致し、一般財団法人杉並区交流協会の収支及び財産状況を正確に示しており、かつ、事業報告書及び成果報告書から、その業務運営も一般財団法人杉並区交流協会の定款に基づき適正に執行されていることを確認した。

一般財団法人杉並区交流協会

定款

一般財団法人杉並区交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

拠出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。また、その結果については、理事会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の

任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し

た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基

準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

4 理事のうち1名を副理事長とする。

5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、
常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の
状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評

議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議

によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる

評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額

の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員

会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支

給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 42 条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 補則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区 区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 富澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	井上 泰孝
設立時理事	板倉 徳江
設立時理事	岡本 勝実
設立時理事	幸内 正治
設立時理事	野村 浩司
設立時理事	小竹 良夫
設立時理事	川名 海男
設立時理事	奥 優
設立時理事	八方 淑夫
設立時理事	ホリー ペトル (HOLY PETR)
設立時代表理事	井上 泰孝
設立時監事	奥田 よし子
設立時監事	森 雅之

5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人杉並区交流協会の設立のため、設立者の定款作成代理人である行政書士 中村正信は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和3年1月14日

設立者 杉並区

区長 田中 良

上記設立者の定款作成代理人

東京都杉並区高円寺南2丁目53番4号

アークビル高円寺301号室

行政書士 中村 正信

令和 7 年度
事業計画書
予 算 書

自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
至 令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日

一般財団法人 杉並区交流協会

目 次

令和 7 年度 事業計画書 1

令和 7 年度 予算書 7

令和 7 年度
事業計画書

令和7年度 事業計画書

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日

1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるように、相談窓口や通訳・翻訳業務を実施するほか、交流イベントや講座・体験会を開催する。

項 目	事 業 内 容
外国語サポートデスク ※拡充	日常生活に関する悩み事や困り事などの相談、情報提供を通して外国人の暮らしを支援する。区役所の相談窓口で、協会の相談員により実施する。 令和7年度より開催日を若干変更する。 ➡英語＝月・木曜日午後、火・金曜日午前 ➡中国語＝月・木曜日午前、火曜日及び第1・3・5金曜日午後 ➡ネパール語＝水曜日午後 ➡韓国語、フランス語、ベトナム語は予約制 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時
やさしい日本語教室	日本人、在住外国人が互いに「やさしい日本語（わかりやすい日本語）」を学ぶことで、お互いを理解し、地域社会への受け入れ、日常生活の向上を目指していく。交流協会は高校・大学等の若年層及び、ボランティア団体など特定の集団に対する教室を実施する。 ➡6・10・2月開催予定 ※一般区民に対してはすぎなみ地域大学が開催、区職員に対しては区文化・交流課が開催
在住外国人等に向けた情報の発信	① 交流ニュースの発行 協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係団体に提供する。 ◆発行時期：4・7・10・1月 ◆発行部数：各5,000部 ◆配布先：会員、区施設、区広報スタンド、交流自治体、その他関係団体 ② ニュースレターの発行 協会の会員及び関係者に向け、タイムリーに協会の事業や各種情報を提供する。 ◆発行時期：5・6・8・9・11・12・2・3月 ◆配布先：LINEで配信 ③ 英字広報 ④ ホームページの運営 ⑤ SNS発信（Facebook、LINE）

子ども日本語教室	帰国・外国人児童・生徒等が日本社会の一員としてより早く地域に受け入れられるよう、学校（教育委員会）及び区（文化・交流課）と連携して、日常生活に必要な日本語を学習し、かつ居場所となる教室の運営を目指す。 ➡①小学生教室 月・水曜日（週２回）高円寺駅前会議室 ②中学生教室 火・木曜日（週２回）済美教育センター どちらの教室も年度内に移転の予定 高円寺駅前会議室→区産業商工会館会議室 済美教育センター→永福４→堀ノ内２
初級者のための日本語教室※新規事業	日本に入国して間もない方など日本語がまったくできない在住外国人に対して行う日本語教室。３か月程度のコースを修了することで、日常生活に必要な最低限度の日本語の修得を目指す。 ➡10月開講予定、週２回（月・金曜日）協会会議室 内容にゴミの出し方など杉並で暮らすための講義を含める予定。

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

杉並区の国内外交流自治体等との交流を深めるため、東京高円寺阿波おどりを通じた交流や市民交流を目的とした自治体への体験交流事業などを実施する。

項 目	事 業 内 容
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業	①交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、交流自治体の祭りや行事に東京高円寺阿波おどり訪問団を派遣する。 ➡4月：台湾台北市・台中市 ➡6月：名寄市 ➡9月：東吾妻町 ➡10月：南伊豆町 ➡3月：青梅市 ②交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、東京高円寺阿波おどり大会に参加する交流自治体阿波おどり連を募り、受け入れる。 ➡8月23日（土）
交流自治体中学生親善野球大会におけるホームビジット事業	台北市を会場として12月に開催する交流自治体中学生親善野球大会に参加する日本チームの生徒を対象にホームビジット（交流しながら台湾を学べる体験会）を実施する。 ※今回は台湾での開催のため、側面支援のみ
国内外交流自治体との交流事業	交流自治体と連携して料理教室等の体験事業を実施し、お互いに顔の見える関係性をつくり、地域の持つ魅力に触れ、理解し相互交流を深めることを目的とした事業。 ➡特別区全国連携プロジェクト助成金対象事業

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、互いの文化を学び合い交流する機会を提供する。

項 目	事 業 内 容
まるごと台湾フェア	台湾の歴史や文化などを紹介し、理解を深めるとともに相互の交流を図る。映画、講演会、民芸品の展示のほか台湾物産をテントやキッチンカーにより販売する。 ➡11月にすぎなみフェスタ会場内で併催予定
国際理解講座	様々な国の歴史や文化を体験や講演を通して紹介し、理解を深めてもらう講座。 ➡区事業に移管、協会は人的支援
日本語スピーチ大会	外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人と区民との相互理解を図る。 ➡3月14日（土）

4 その他の事業

項 目	事 業 内 容
サポート委員の運営 寄附の周知	協会の運営を支える会員制度及び寄附制度の周知拡大を図っていく ➡年会費：個人（1,000円）、法人（20,000円）
外国人のための無料専門家相談会	東京外国人支援ネットワークに参加する自治体・団体がリレー方式で開催する相談会。弁護士・行政書士・税理士などの専門家と通訳の協力を得て、年1回開催する。 ➡2月7日（土）
翻訳・通訳依頼・講師派遣	区役所各課や保育園・学校等からの依頼に応じて、通訳・翻訳者を派遣しており、それに応じる語学ボランティアの登録・運営を協会として行う。年々派遣依頼が増加しており、必要な窓口への情報提供と合わせて、ボランティアの育成に取り組む 今年度からフランス語、ベトナム語に新たに対応。ミャンマー語についても対応検討中。
コミュかるショップの運営	交流自治体の名産品や杉並区公式キャラクター「なみすけ」のグッズ販売を通じて、杉並区及び交流自治体などの魅力を発信していく。

令和 7 年度

予算書

令和7年度一般財団法人杉並区交流協会収支予算書

収入の部	令和7年度	令和6年度	前年比
	90,773,000	75,587,000	120.1%
1 区補助金	59,144,000	55,705,000	106.2%
①管理費補助金	56,396,000	52,293,000	107.8%
②事業費補助金	2,748,000	3,412,000	80.5%
2 区分担金	31,399,000	19,652,000	159.8%
①区負担金(区政相談課)	2,658,000	0	
②区負担金(文化交流課)	28,741,000	19,652,000	146.2%
3 事業収入（事業参加費等）	40,000	40,000	100.0%
4 会費収入	190,000	190,000	100.0%
支出の部	90,773,000	75,587,000	120.1%
1 管理費（補助金）	56,396,000	52,293,000	107.8%
2 事業費（補助金）	2,748,000	3,412,000	80.5%
2-① 国内外の自治体交流の推進	323,000	630,000	51.3%
2-②多文化共生社会の相互理解の向上	1,935,000	2,330,000	83.0%
2-③ その他の事業	490,000	452,000	108.4%
3 分担金	31,399,000	19,652,000	159.8%
3-① 外国人支援事業①(実計)	2,658,000	1,254,000	212.0%
3-② 外国人支援事業②(実計)	2,898,000	3,234,000	89.6%
3-③ 子ども日本語教室(月・水)(実計)	5,023,000	5,023,000	100.0%
3-③ 子ども日本語教室（拡充）(実計)	2,279,000	1,050,000	217.0%
3-④ 外国人支援事業③（拡充）(実計)	857,000	0	
3-⑤ 阿波おどり交流事業等	16,684,000	8,091,000	206.2%
3-⑥ 国内自治体交流推進事業	1,000,000	1,000,000	100.0%
4 予備費	230,000	230,000	100.0%

【参考】令和7年度 コミュかるショップの運営

収入の部（コミュかるショップ）	令和7年度	令和6年度	前年比
	7,800,000	7,800,000	100.0%
1 収入（商品の売上）	7,800,000	7,800,000	
支出の部（コミュかるショップ）	7,800,000	7,800,000	100.0%
1 支出（商品の支払い）	7,800,000	7,800,000	